

税理士登録申請手続き

○申請書類の入手方法

①直接来会する場合（午前 9：00～11：45，午後 1：00～4：45）

千葉県税理士会館 3 階事務局窓口までお越し下さい。

②郵送での請求の場合

380 円分の切手、「税理士登録申請書郵送希望・氏名・郵送先」を明記した用紙を同封の上、千葉県税理士会登録課に送付して下さい。

③インターネットで取得する場合

日本税理士会連合会のホームページに、「税理士登録・開業の手引」、全国共通部分の書類が掲載されております。

千葉県税理士会独自の書式に関しましては申請時、その場でご記入をお願いいたします。

○申請書の提出について

☆申請は本人が千葉県税理士会館 3 階事務局に来会しての手続きとなります。

また、事前に来会日の予約をお願いしております。

★申請書類の不備等で受付できない場合がありますので、FAX にて事前確認も行っております。

○受付時間・場所等について

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

午前 9：30～11：00

午後 1：30～4：00

月末最終営業日の受付は午前のみとなります。

※登録申請時、書類の確認に1時間程度かかります。

場所

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-16-12 千葉県税理士会館 3 階

千葉県税理士会登録課

TEL 043-243-1201 FAX 043-248-1951